

第1章 「構造改革」で制度は変化するか

著者	高阪 章
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	526
雑誌名	新たな開発戦略を求めて
ページ	13-40
発行年	2002
出版者	日本貿易振興会アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00012214

第1章

「構造改革」で制度は変化するか

はじめに

1997年のアジア経済危機はグローバル化が東アジアを席卷した事件であった。それは東アジアのグローバル化への対処の仕方だけではなく、そこにおける経営のあり方、そして統治する政府と統治される人々の間の「社会契約」のあり方までも、根本的な変革（sea change）を迫るものであった、といわれる（World Bank [2000]）。実際、危機後のプロセスのなかで、各国は高成長の再現を目指して抜本的な制度改革を開始した。けれども、この新たなアプローチの第1段階が急激な経済回復によって報いられた、というのは本当だろうか。1999年以降の回復は本当に制度改革のせいなのだろうか。もっとも、回復それ自体がいっそうの制度改革を実行する動機づけを弱め、改革の後戻りやスローダウンを招きはしないかとの懸念も出てきている。そうであれば、再び以前と同様な外的ショックがあったとき、それに耐えられないのではないかとの危惧である。いまから10年後に振り返ったときに、この経済危機を制度改革の好機としてとらえることができたかどうかが今後の持続的成長を占う（World Bank [2000]）、のであろうか。

本章では、IMFプログラムに代表される「構造改革」政策が経済発展のファンダメンタルズである「制度」の変革に効果的な戦略であるのかどうかを再検討したい。経済発展の基礎として、ヒト、モノ、カネのほかに「制度」があることの認識は次第に広く共有されつつある⁽¹⁾。東アジアの「奇跡」と「危

機」の背後にも制度の役割とその変化が垣間見える。東アジアの経験を軸に、経済発展と制度の相互作用を考察することも本章の目的の一つである。グローバル化という外生要因と経済発展という内生メカニズムが制度変化を促すプロセスを考えると、開発戦略の有効性を増すためにどのような制度改革がありうるのか。「構造改革」政策を材料として、本章を、この難問を考える出発点としたい。

以下、次節（第1節）では、最近の発展戦略の一つの典型的な考え方を代表するものとしてIMFプログラムにみられる「構造調整アプローチ」を概括して論じる。同アプローチにおける「構造改革」政策の位置づけを明らかにした後、それが危機後の危機管理プロセス、とくに経済安定化に与えた影響に関する賛否両論を検討する。短期的には予想以上に深刻な景気後退を経験したものの、危機国のその後の回復には目覚ましいものがあった。第2節では、この景気回復が持続的成長につながるために、一連の構造改革はどのような役割を果たしうるのかを考える。持続的成長を回復するために制度が果たす役割はどのように捉えることができるものであろうか。成長会計の枠組みで制度の貢献を生産性成長で代表させ、大まかに量的に把握してみると、東アジアの今後の成長に果たす構造改革の重要性はきわめて大きいことがわかる。現実の変化はこれに追いつけるのだろうか。

既成の制度機能ではグローバル化に対処しきれず、制度は否応なしに適応を迫られている²⁾。実際、IMFプログラムは政府介入の縮小を強く主張してきたが、危機後、公共部門の役割の見直し、とくにその拡大が要請されてきている。第3節では、制度としての公共部門の危機的状況を明らかにし、さらにそれだけではなく、新たな制度作りに欠かせない政府・公共部門の新たな役割が論じられる。果たして「構造改革」はこのような必要な制度改革を促進するのだろうか。第4節では、制度変化のメカニズムを振り返り、さまざまな政治経済的文脈のなかで形成されてゆく制度に対して、構造改革、およびその背景にある発展メカニズムに対する洞察と理解がどの程度、その所期の目的を果たしうるのかについて論じてみたい。最後に、むすびでは、よ

い政策,よいガバナンスを生むようなインセンティブ・システムとしての「制度」を作りあげることこそが開発戦略の基本であることを確認して今後の研究の出発点としたい。

第1節 危機管理政策としての「構造改革」プログラム

国際収支危機に対して,融資の条件(「コンディショナリティ」)として借入加盟国に提示されるIMFの経済調整プログラム,すなわち「IMFプログラム」は,通常,(1)緊急融資,(2)マクロ調整政策,(3)構造改革,の「3点セット」である。この点は,アジア経済危機においても変わらない。ただし,その,おのおのの項目が今回の「標準的でない危機」に対応して適応を迫られたという。まず,(1)についていうと,例外的な規模の公的融資パッケージが組みられ,東アジアの危機国への二国間・多国間を併せた公的融資は,最終的には,総額1000億ドルもの未曾有の水準に達した。次に,(2)の調整政策については,標準的な危機とは異なり,財政政策自体が危機の原因ではなかったから,当初の財政の調整幅は比較的小さかったとされる。他方,金融政策は,「不確実性が支配し,貨幣需要が不安定な状況では量的目標を決めずに裁量の余地を残した方がよい」という判断から,通常とは異なって,公式的な成果基準(外貨準備,国内信用など)を拘束的に課するのではなく,政策当局の裁量的判断で,(再ペッグなど,為替レート目標を設定することなく)為替レート安定化のために金融引き締め政策を実施するというものであった。

そして,ここでの関心事である,(3)の構造改革は,常にもまして重要な位置を占めたとされる。というのも,金融部門・企業部門の脆弱性という危機の根本原因に取り組みないかぎり,投資家の信認の回復も,そしてまた,金融危機の再発防止もありえないという判断からである。実際の構造改革案はきわめて包括的なものであった。すなわち,金融部門については,緊急融資など短期的な措置をとる一方で,民営化・内外自由化などによって基本的な

脆弱性に取り組む。企業部門については、企業のリストラを円滑にし、ガバナンス、ディスクロージャー、会計基準を強化する。そして、またそのほかに、貿易・資本勘定の自由化、競争政策、公営企業の民営化などでも改革を進め、他方で、調整および改革にともなう社会的費用を最小限にするための社会安全ネットの構築もその視野に入れる。

けれども、このような包括的な構造改革プログラムは、それ自体が、市場の信認を強化するどころか、かえってそれを損なうおそれがある。なぜなら、プログラムのアナウンスメント自体によって「危機はファンダメンタルな弱さによって引き起こされた」という認識が広まるからだ（Feldstein [1998]）。他方、これに加えて、改革実施上の問題点も見受けられる。危機のさなかに金融機関のリストラや金融監督の強化を始めることには慎重でなければならない。金融機関閉鎖は信認を低下させ、金融監督の強化は信用クラッチを激化させる可能性があるからだ。

実際、IMFプログラムは少なくとも当初は信頼回復に成功しなかった。緩やかな景気後退があるだろうという予想を上回って不況は深刻化した。IMFの予測は、景気後退を過小評価していた点で民間予測と差はなかった。けれども、民間予測とIMF予測の誤りが同程度であったことはIMFの免罪符にはなりえない。なぜなら、IMFの行動は民間投資家の認識に大きな影響を与えるからである。とくに今回のような途上国の経済危機に際しては、投資家はIMFの一举手一投足をウォッチしており、IMFは、自身の行動に対する民間部門投資家の反応を十分に織り込んで意思決定する必要があった。にもかかわらず、IMFの行動自体が内生変数であることの認識が、少なくとも結果的には、IMFには薄かった。すなわち、IMFプログラムは基本的に深刻な「時間的矛盾」(time inconsistency)をはらんでいたのである。

とにあれ、危機発生当初の結果は間違いなく期待はずれなものであった。問題は、

- (1) 基本的戦略に誤りがあったのか、
- (2) 生じた問題は戦略遂行の方法にあったのか、それとも、

(3) この種の危機では避けられないことだったのか、
である。

IMFによれば、IMFプログラムの基本戦略に対する批判は二つの相反する見方からきているという。一つは、基本的に、今回の危機は対外短期債務累積による流動性危機だというものである(たとえば、Radelet and Sachs[1998])。これによれば、IMFプログラムは、投資家に対して危機国に基本的問題があるという印象を与えることによってパニックを増幅した。とりわけ、構造改革は余分に危機国の調整コストを増幅した(Furman and Stiglitz[1998]など)。財政金融引き締めは景気後退を加速し、銀行・企業の返済不能(insolvency)への懸念を拡大することによって、信認を低下し、それがさらに通貨下落を招いた。この見方の政策含意は、早期信認回復を最優先し、公的支援強化によって融資を拡大し、またstand-stillや資本規制によって民間資本流出に歯止めをかける(Yoshitomi and Ohno[1999])ことである。財政金融政策は当初、経済活動水準を維持するよう、引き締めではなく、緩和基調で運営すべきであり、構造改革は必要なかぎりでもっと緩やかに、かつ景気回復にあわせて実施すべきだということになる^③。

すでに述べたように、アジア経済危機における「構造改革」案は、きわめて包括的な性格のものであった。このような包括的な構造改革案に対して、それ自身が危機後の回復を遅らせる内生的役割を果たしたのではないかという根強い批判がある。これに対して、IMFは次のように反論する。ファンダメンタルな弱さは危機の直前から明らかになりつつあった。だから、危機管理にあたっては、その解消に取り組まざるをえない、と。問題は、ではどのように取り組むべきかということになる。

もう少し具体的には、金融部門改革に関する批判派の言い分は次のようなものだ。危機の最中に金融機関のリストラや金融監督の強化を始めるのは間違いだ。金融機関閉鎖は金融部門に対する信認を低下させ、金融監督の強化は信用クラッシュを激化する。むしろ、政府は(無条件の)流動性供給を行うべきであり、金融システムの問題は事態が沈静してから取り組めばよい、と^④。

では、金融部門のリストラを遅らせることは現実的な選択肢なのだろうか。IMFの答えはノーだ。金融機関のバランスシートの問題に取り組まないかぎり、無条件の流動性供給や包括的保証は巨大なモラルハザードを作りだし、不良資産化はもっと進む。インドネシアを見よ。改革の遅れは、市場の信認を悪化させても、改善させるとは考えられない、というのである。インドネシアの金融部門の崩壊は、しかしながら、改革の遅れによるのではなく、プログラムによる金融機関閉鎖とそれによる銀行取り付けパニック、それを見た内外投資家の信認喪失とそれによる為替の大幅減価が引き金を引いた。

東アジアの金融改革の戦略は三つの柱から成るとされる。それらは、(1)銀行取り付けを止め、決済機構を守り、急膨張する損失を抑制すること、(2)生存可能な機関を資本強化し、支払い能力のなくなった機関をリストラし、そして、(3)規制・監督の枠組みを強化すること、である。これらの戦略が成功するためには、すべての不良機関をカバーし、かつ、広範な政府保証によって優良機関を支援することで、戦略の信頼性を確立する必要がある。また、規制監督の改革に加えて、貸出債権の分類、貸し倒れ引当、そして必要資本基準を強化することも必要だ。そうでないかぎり、金融機関の資本強化の効果がないからである。もっとも、これらの変革はいずれも貸出を抑制する効果をもつかもれない。したがって、改革は漸進的、段階的に行う必要がある。

このように、危機国の金融システムを健全化するのには、それ自体、時間のかかるプロセスであるが、これはまた企業改革という、もっと厄介な改革と密接に関係している。後者ではまた、制度的および法的な枠組みの不完全性を改善してゆく必要がある。金融・企業改革はアジア危機国で最重要課題であるが、他の分野の構造改革とどのように関連づけ、また、バランスをとるかという別の問題も無視できない。たとえば、韓国における労働市場改革は企業改革と切り離せないし、インドネシアにおける食糧分配システムの構造改革は経済調整政策と密接にかかわる。このように、包括的構造改革のなかで、各分野の構造改革にどのような優先順位をつけるか、どのようなペース

で実施に移すかなどの問題には標準的で単純な解答はない。

第2節 持続的成長の回復と「制度」の役割

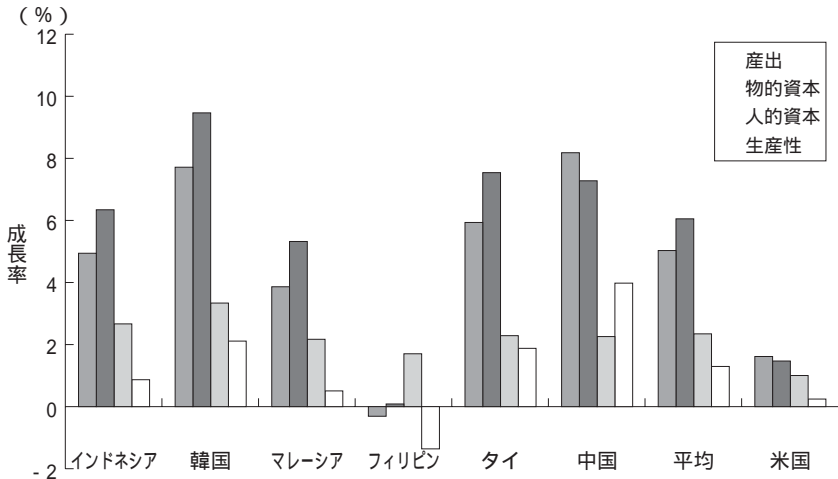
遅々として進まない構造改革に比べ、東アジア危機国の1999年以来の景気回復は（インドネシアを除いて）目覚ましく、東アジアは再び世界の高成長地域の地位を回復しつつあるようにみえる。東アジアが再び高成長を遂げるとしても、それは、過去とは違ったファンダメンタルに基礎をおくものとなるだろうか。

1. 経済成長と制度

「東アジアの奇跡」は、高い資本蓄積率、継続的な教育投資、そして市場経済に合致した（あるいは少なくとも矛盾しない）「制度」（institutions）の結果であるといわれてきた。経済成長のうち、物的資本と人的資本の蓄積によっては説明されない残余要素は、全投入要素当たりの産出物の増加という意味で「全要素生産性」（total factor productivity: TFP）と呼ばれ、同生産性の上昇は年平均で0.5～2%程度であると推計されている（図1）。計測の方法や対象国・時期の違いによって数値に幅はあるものの、1970～90年間の実績は大筋このように要約してよいだろう。

今後も同程度の高成長を回復するためには、これまで以上の生産性成長が不可欠であるかもしれない。これまでのような高い物的資本蓄積や人的投資が持続不可能かもしれないからだ。まず、物的投資率の大幅な低下が起こるとは思われないが、これまでの蓄積による資本ストックの累積額が相当程度にのぼることは事実であり、したがって、追加的な労働者1人当たりの資本蓄積はこれまでほどの産出を生まないかもしれない（資本の限界生産性の逓減）。さらに、人口動態からみてこれまでのような成長を維持するに足る労働

図1 成長の要因分解 (1980~95年)



(出所) World Bank [2000: 144, Table 7.1]

投入の増加は見込めない。人的資本は、大まかにいって、労働者数と平均教育年数から形成されるが、東アジアでは労働力参加率がすでに比較的高く、他方でまた、教育普及率も高いから、人的投資もこれまでよりはペースが落ちるだろう。そうだとすれば、物的投資や人的投資の質を高める以外に成長を持続する手だてはない、ということになる。

この点で、高い投資率や教育水準が経済成長（1人当たり所得成長）に結びつくかどうかのカギを握っているのが「制度」であると考えられよう。所得水準が一定の水準を超えると、貯蓄率は所得の上昇とともに低下する傾向がある。これは各国の経験的事実であり、すでに1980年代半ば以降、東アジアの高所得国、アジアNIEsもこれを経験している。このような要素蓄積面でのマイナス効果を相殺しうるのは生産性成長であり、その持続を支えるのは制度的要因であるかもしれない。問題は、これまでの制度が、これからの生産性成長を支えるのかどうか、そうでないとしたら、どういう改革が必要なのか、ということになる。そして、それが現在、さまざまな経緯で推進されている改革の方向と合致するものなのかどうか興味深い問題といえよう。

というのも、高成長は蓄積のみによって自動的に達成されるものではなく、蓄積と生産性成長のためには制度面での補完性が不可欠であるからだ (Levine [1998])。ただし、「奇跡」を支えてきた制度が継続的に高成長を支える保証はどこにもない。むしろ、それらは新しい経済環境からの試練に直面している。アジア経済危機がその端的な現れであるが、それは偶発的なものというよりは、グローバル化という大きな環境変化の波の一部と考えるべきものである。このような新しい環境への適応は、東アジアのみならず、途上国・先進国を含む世界各国の「制度」に共通の課題である。東アジアについては、それまでの成果が華々しいものであっただけに、「制度的適応」の成否が注目されているということもできよう。

2. 構造改革と制度的適応

ところで、これらの「制度的適応」は、現在進行中の「構造改革」、すなわち、政府の監督規制の強化や会計制度、破産法などの法制度の改善などの公式的制度・ルールの変更によって達成できるのだろうか。これらの形式的改革が現実のゲームのルールとして定着するのかどうか、また、それが既存の非公式的制度に比べて情報の取引費用を最小化するのかどうかは、全くのところ、自明ではない。

現在のところ、東アジア新興市場の制度的適応のための努力は、(1)グローバル化への対応と、(2)国内制度システムの改革に向けられているようだ。この二つは実は同じ目標であるといってよい。その一つの例が、国内資本市場の自由化だ。アジア経済危機が資本勘定の拙速な自由化から始まったことを思えば、資本逃避の後も国内資本市場自由化に取り組むのは矛盾しているように思われるかもしれない。けれども、危機の引き金となったのは借款(ローン)、とくに短期のそれであり、ここでいう資本自由化は借款ではなく、直接投資を目標にしている。ねらいは、内外投資家の信認回復、国内市場への外資参入規制緩和であり、資金と技術の導入によって国内システムの強化を図

るものである。その、もっとも積極的な推進者は韓国だ。

危機前の自由化とは対照的に、危機後の自由化においては、金融グローバル化にともなうリスクを小さくするためのいくつかの規制措置も並行して導入された。銀行監督・情報開示・金融基準・適正資本量に関する必要基準の強化や債権分類・貸し倒れ引当・未払い利子に関する規準強化がそれである。他方で、貿易面でも自由化のトレンドを逆転させるような対応は（タイなど）一部を除いてみられなかった。すなわち、国際収支危機に際して保護貿易主義に走ることはなかった。

もともと、アジア経済危機の前奏曲ともいえるべき輸出不振は必ずしも東アジアの輸出の価格競争力低下によるものではなかった（高阪 [1998], World Bank [2000] など）。危機前年に輸出は軒並みマイナスあるいはゼロ成長になったが、これは半導体関連の国際価格崩壊や輸出市場の需要低迷によるものであった。危機後の大幅な名目および実質為替レート減価にもかかわらず、輸出回復がみられなかったのも、同様に、東アジアの価格競争力ではなく、世界経済の需要（所得）要因が輸出動向を左右していたからだ。

とはいえ、こうした循環的要因のほかに、貿易・投資の両面において、（中国を除いて）東アジアの卓越した競争力が脅かされるようになってきているのも新しい現実だ。アジアNIEsの輸出の市場シェアは1990年代半ばから減少しはじめていた。東アジアへの直接投資もまた、1990年代には、GDP比率で頭打ちとなり、世界シェアも縮小傾向にある。対照的に、ラテンアメリカが顕著に開放度を高めている。このように、1990年代については、東アジアが開放化の点で相対的に遅れをとったことは否めないようだ。この事実もまた、危機後の開放化への政策転換を促した要因の一つかもしれない。

東アジア危機国の金融部門のシステム崩壊が同地域の銀行・企業間および民間企業・政府間の関係見直しを迫ったといわれる。それは、直接には危機の波及を受けなかった中国にも強い影響を与えた。その結果、銀行監督・規制に関する法制、金融・産業部門間の構造、および企業と銀行のガバナンスに根本的な変更が加えられつつある。

危機によって金融部門の構造は大きく変化した。多数の金融機関が閉鎖・整理・統合され、国による救済の過程で所有の構造も大きく変わった。すなわち、一時的にしる、結果的に国有化が進んだ。他方、企業破産、株主・債権者保護などに関する新たな法制が施行され、企業・銀行のガバナンスに大きな変化が起こるのは時間の問題と考える向きもある。気の早いところでは、これら政策当局の構造改革への努力が内外投資家の信認回復を促し、それが1999年以来の力強い景気回復で報いられたとしている。

けれども、産業組織の再生はまだ始まったばかりであり、それが現実化するとしても、それには時間がかかるだろうし、ほんとうに現実化するのかわるかも明らかではない。むしろ、景気回復自体が改革の動機を失わせ、制度改革自体が中途半端なままに終わる可能性すらある。銀行と企業の不良債権処理が進んでいないのが最大の問題だ⁵⁾。

第3節 危機が拡大した「公共部門」の新たな役割

いわゆる「ワシントン・コンセンサス」⁶⁾に代表されるように、市場メカニズムを抑制するような政府介入が疑問視される最近の傾向にもかかわらず、経済危機が逆に政府の役割を拡大しているのは皮肉なことに思われる。実際、危機後のマクロ経済調整は財政の出動を不可避にしたし、金融・企業部門のシステム危機に際しては公式の保証のあるなしにかかわらず、民間債務の多くが財政によって肩代わりされることとなった。それらは少なくとも結果的に政府の「状態条件付き債務」(contingent liabilities)と化した。

けれども、危機の後始末ともいうべき、いわば後ろ向きの政府の役割のみが大きくなったのではない。むしろ、政府にとって深刻な問題は、後ろ向きの役割によって利用可能な資源が制約されるにもかかわらず、前向きの、将来ますます必要となるような用途に対する資源ニーズが政府の肩に重くのしかかっていることである。この節では、これらの課題を論じる。

1. 公共部門負担の拡大

まず、危機によって財政赤字が拡大した(図2)。景気後退による税収減が原因の一つだ。公共部門の対外債務が存在する場合は、為替減価による返済負担増が支出を拡大した。さらに、景気後退が深刻化して、政府は国内需要を支えるために財政支出拡大を図った。この結果、危機国の財政収支は赤字に転落した。むろん、循環要因による赤字は景気回復とともに減少するだろうが、公的債務は後に残る。

次に、金融部門救済その他の条件付き債務もまた政府の新たな負担増の原因となった。政府は市場介入によって預金者や投資家の保護を図ったからだ。公的債務の対GNP比率は危機以前の数倍にものぼったが、資本注入がその太宗を占める。これらの条件付き債務が将来にわたってどの程度の規模になるのかは資本注入スキームと債権回収の成果に依存して決まる。さらに、国有化した資産、銀行をいつ、どのように民間に売却するのもまた将来の政府の負担を左右する。状態条件付き債務は金融機関への非公式保証だけではない。ひところ流行った、いわゆる「民活インフラ」、すなわち発電所、道路といった公共プロジェクトに対する政府保証もまた公共部門債務と化した。

当然のこととして、これらの債務累積は金利負担の増加につながる。実際、危機国各国の財政に占める金利負担は歳入の15~30%にのぼっており(図3)、インドネシアやフィリピンでは同負担は近い将来に歳入の過半を占めるのではないかと懸念されている。各国は、教育・衛生といった社会政策的支出、および公務員賃金を抑制することによって全体としての歳出抑制を図っているが、社会安全ネットの強化自体が求められている状態では単に支出額の抑制を図るだけでは対応できないことは目にみえている。

財政収支に関するかぎり、これまで東アジア各国は比較的健全な財政運営をしてきたため、危機前の公的債務は小さかった。このため、危機による債務累積といっても、「伝統的な危機国」とでもいうべきラテンアメリカの数カ

図2 財政収支（1996～2000年）

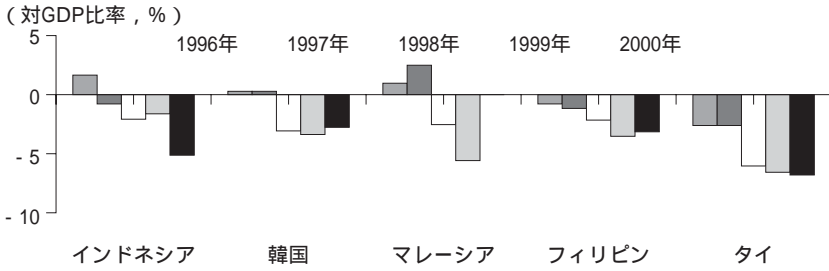
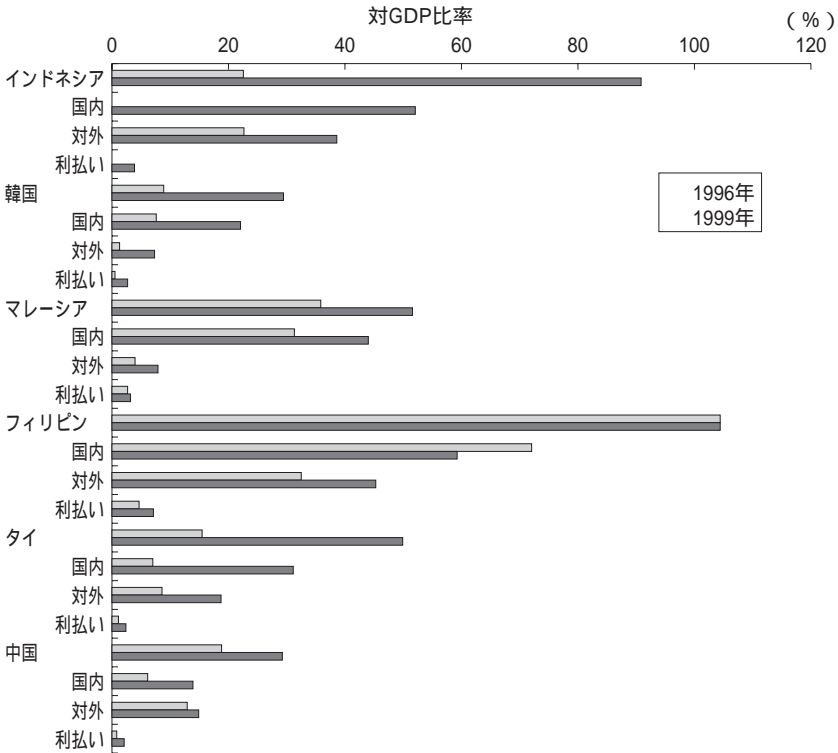


図3 公的債務と金利負担



国に比べれば十分コントロール可能な程度のものであって差し支えない。とはいえ、簡単な債務動学が教えるように、現状の債務水準を拡大させないためには、各国は「基礎的収支」(primary balance)を改善する必要がある。一般に、財政収支は、反循環的裁量政策およびビルトイン・スタビライザーが働くことによって好況期には黒字化し、不況期には赤字化する傾向がある。

ここで、基礎的収支とは、総合収支から利払いを除いたものである。

いま、 D : 債務額、 Y : GDP、 PD : 基礎的収支赤字、 r : 実質金利、とすると、債務動学方程式は、

$$d \log(D/Y) = (PD/Y) \cdot (Y/D) + (r - d \log Y)$$

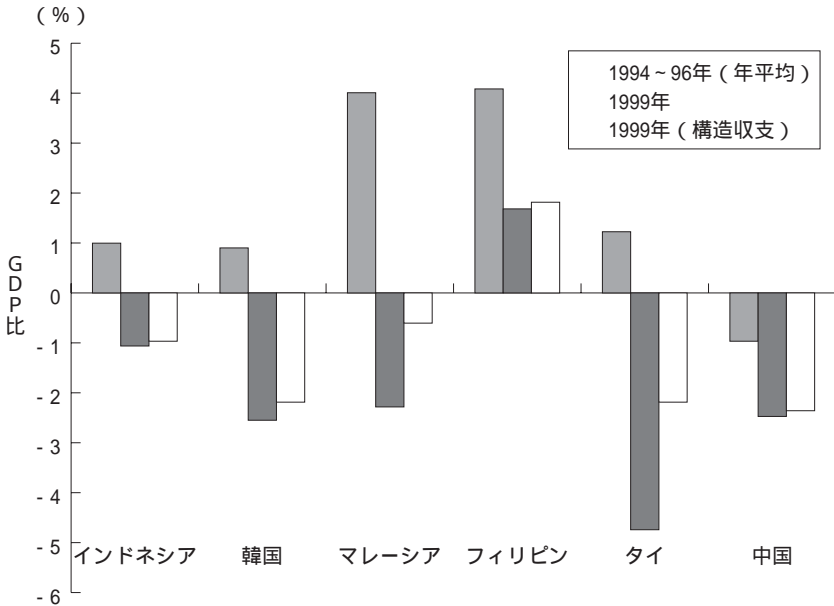
のように書ける⁽⁷⁾。ただし、 $d \log X = dX/X$: 変数 X の増加率。すなわち、債務水準のGDP比率を一定にする(左辺 = 0)ためには、基礎的赤字(PD)分だけ、所得成長率($d \log Y$)が実質金利を上回らなければならない。東アジア危機国の現在の基礎的赤字(PD/Y)は0.5~2.5%と推計され(図2参照)、長期実質金利が5%程度であれば、所得成長率が基礎的赤字分だけ実質金利を上回るか、そうでなければその分だけ基礎的赤字を削減しないかぎり、債務水準の上昇を抑えることができないのである。

2. 公共部門の新たな役割

これまでの東アジア各国は、財政収支が均衡に近かっただけでなく、所得水準からみて、財政規模そのもの、公共部門自体の規模そのものが小さかった。このことは政府支出規模を所得水準との関係でみれば明らかである(Kohsaka ed. [2001])。

けれども、グローバル化、市場経済化、そして経済発展それ自体が「小さな政府」の現状を揺るがせてきている。第1に、「社会的安全網」(social safety net)に対するニーズの高まりである。危機対策としての公共的雇用計画、農村開発計画、社会保障基金、所得保障メカニズムは激化する市場競争から労働者を守るための社会的安全網として定着しつつある。第2に、知識経済化、

図4 基礎的財政収支（1994～99年）



（出所） World Bank [2000: 99, Table 5.2]

技術進歩の加速化への対応としての教育支出の拡大と教育投資の高度化だ。そして、第3は、グローバル化，国際競争激化に対応すべく，産業インフラの強化だ。交通，輸送，通信，都市インフラにおける基盤強化の必要性が叫ばれている。

東アジアの経済発展そのものが新たな公共サービスのニーズを作り出している。具体的には，所得上昇，都市化，教育水準の高まり，高齢化などの進展がその原因だ。環境保全は一種の「奢侈財」であり，それに対するニーズは一般的に所得弾力性が高い。大気汚染，水質汚濁などへの関心の高まりは，これまで低位にとどまった環境関連支出を増大させるだろう。年金・健康保険・失業保険・社会扶助など，社会保障関連支出も高齢化，都市化の進展とともに拡大することは確実だ。

複数政党制，政治的自由化，政治的意思決定に関する透明性の要求など，

教育水準の高まりと、情報化の進展は否応なく政治システムの革新を迫っている。実際、1990年代には東アジアの多くの国で政治体制のシフトがみられた。この動きは、インターネットなど通信技術の発達や新聞・雑誌、テレビなどマスメディアの成長による「情報化」の進展とほぼ平行である。

このような現実の進展に対して、公共部門は適切な対応ができているだろうか。世界銀行は、格付け機関・国際機関・NGOなどの認識をサーベイすることによって、公共部門のガバナンスを、(1)政治的自由および意思決定の透明性、(2)政治的不安定性および暴力、(3)政府の効率性、(4)規制、(5)法的ルール、(6)腐敗、の六つの指標にまとめている。ガバナンスの程度を数量化することは一般的に困難であるが、結果は国際比較してみると、それなりに妥当なもののように見える⁸⁾。とりわけ、興味深いのは「ガバナンス」に現れた「制度の質」が発展の水準（1人当たり所得）と強い相関を示している点である。また、「制度の質」に大きな差はなく、それは基本的に発展段階（所得水準）と対応していること、さらに、「制度の質」にみられる若干の差が経済成果となんらかの相関がありそうな点も興味深い⁹⁾。そこで、次節では、経済発展と制度変化の関係について若干考察を試みる。

第4節 「構造改革」は制度変革を促すか

IMFなどの国際金融機関は、対象加盟国に対して、合意された経済政策の実行を条件として融資を実行するが、その際の条件を「コンディショナリティ」という。本来、コンディショナリティは対象国の国家主権に抵触することを意図しているわけではないが、IMFが融資の担保として課すコンディショナリティは加盟国への制約となる場合がある。実際、IMF内の改革案では、コンディショナリティの範囲や詳細さを見直すことによって加盟国の主体性を強化する方向に進みつつある（IMF [2001]）。

批判的見方では、コンディショナリティは融資を梃子に加盟国の望まない

改革実行を誘導し、国家の主体性を制限する。その結果、加盟国はコンディショナリティを負担とみなし、それが重いほど、同当局の不満は募り、政策実行をサボタージュする。またコンディショナリティの範囲が広いほど、過重な負担によって政策実行がおざなりになり、また実行能力を超えてしまうというのである⁸⁰。とくに、最近では、いわゆる「構造コンディショナリティ」が増加、必ずしも明確に定義されていない構造改革プログラムが「趣意書」(Letter of Intent)に盛り込まれ、特定分野の改革成果に注目し、その詳細なステップにまで踏み込むため、主権に抵触し、加盟国の自由度を奪う可能性が懸念されている。

IMFも、構造コンディショナリティが融資の担保という以上の要求を課していることを認識しており、最近ではコンディショナリティの適用範囲を、為替レート、金融、財政とそれにかかわる構造改革に限定しようとしている。ここに来てようやくIMFも「構造改革プログラム」の限界に気づいたようだ。

もっとも、ここで問題にしたいのは、主権の侵害があるかどうか、または、加盟国の主体性が失われて改革の意欲が低下し、改革プログラムの有効性が低下するのではないかと、いった点ではない。そうではなく、「構造コンディショナリティ」にリストアップされている構造改革プログラムが決して構造的な問題解決にならないのではないかと、いう点にある。言い換えれば、それは、構造改革プログラムが皮相的な改革に終始しており、企業部門や金融部門、はたまた公共部門の改革に必要な規律づけのためのインセンティブ・システム＝「制度」の改革には役立っていないのではないかと、いうことなのである。

1. 制度変化のメカニズム

「制度は、公式の規則、非公式の制約 行動規範、伝統、自己拘束的な行動倫理 およびその強制履行メカニズムから成り立つ」(North [1991])といわれる。たとえば、企業のガバナンスを司る公式の制度としては、取締役

会・株主総会などの機構や会社法・破産法などの企業関連の法制があるが、それ以外に、競争規制などの市場制度、労働市場にかかわる制度、資本市場にかかわる制度、法制度一般なども広い意味での企業ガバナンスを形成し、企業行動を規定している。

さらにいえば、企業と政府の関係そのものが個別経済の発展の歴史のなかで企業行動を特徴づけている。もともと、上に述べたような企業ガバナンスにかかわる公式の制度自体が経済発展や工業化のプロセスのなかで歴史的に形成されてきた。株式会社化による近代的大企業の起源が、企業家の内部資源の限界、血縁地縁などのネットワーク社会の限界を打破する工夫であったことを想起すればよい。前者は、たとえば株式の公開という形で外部の投資家の資金＝資源を利用する工夫であり、後者はそれら投資家の権利を国家が法律的に保護し、投資家から企業家への効率的な資源移転を促進する工夫にほかならない。そこで重要な点は、契約履行の強制と、それに違反した場合の法的制裁を国家（政府）が担うという形で、近代以前とは格段に国家の市場補完的役割が大きくなっているということだ。

国家と企業の関係は、とくに発展途上国の場合、なかでも介入主義的あるいは開発主義的な国民経済では、より密接であり、より深く個別国家の政治経済社会構造に根を張り、分配構造にかかわっている。たとえば、韓国における危機後の企業改革は、その家族経営型コングロマリット企業集団である「チェボル」(財閥)の改革再編が柱となっている。

1960年代後半から1970年代にかけての韓国の工業化と高度成長を支えてきたのは、金融システムを梃子とし、チェボル系企業を工業化の主体として産業政策を遂行した権威主義的開発独裁型政権であった。1980年代にはいと、経済面での自由化と政治面での民主化が進行するなかで、チェボルが自律性を拡大し、一方、政府は金融システムに対するコントロールを維持する形で高度成長時代の政府・企業関係は変質を始める。そして、1997年の経済危機は、1990年代初めから開始された全面的な金融資本市場自由化によって、チェボルが自立し、政府が民間部門に対する裁量的コントロールをほぼ失っ

たにもかかわらず、寡占的な市場構造のなかでチェボル系企業組織を規律づける代替的な制度ルールが用意されていなかったところで起こったとみることができるのである（Lee et al. [2002]）。

韓国はいま、構造調整プログラムの一環として企業改革に取り組んでいる。その主要な柱は上に述べたチェボル系企業の組織改革である。一般に発展途上国における大企業は雇用・産出両面においてその比重がきわめて大きく、その動向は経済全体の動向を左右する。実際、韓国も例外ではなく、この点は、一連のチェボル系企業の無謀な海外投資による倒産が連鎖的不安を引き起こして経済危機に至った状況をみれば明らかであろう。厄介なことは、企業が大規模で政治経済学的な力が強いほど、それを支えてきた制度の変革には消極的であるか、むしろ強く変革に抵抗する傾向があることだ。財務情報の公開によって透明性が高められ、破産法の整備など投資家の権利が保護されることによって経営規律が改善されることは間違いないであろう。しかしながら、参入には大きな埋没費用が必要であり、また、技術的にも規模の経済性があるとすれば、歴史的に培われたストックとしての既存大企業の既得権益を覆すほどの企業組織改革が数年で達成される可能性は小さいとみるべきであろう。

「構造調整」プログラムの一環として進められている現在の制度改革は、政府による規制と監督の強化、そして、会計基準、破産法など法制度などの公式の制度・ルールの改革からなる。これらの公式制度改革が実際に履行され、遵守されるかどうか、さらに、それが既往の制度に比べて取引コスト・情報コストを低下させるかどうかは決して自明ではない。なぜなら、一般的に言えば、制度は歴史的初期条件から内生的に形作られるものであり、外生的に予めデザインされた法律や機構が「制度化」、すなわち、社会や国民国家のなかで自己拘束的なルールとして期待されたとおりに受け入れられる可能性はきわめて小さく、さらにまた、仮に制度化されうるとしても、それには長い時間の経過を要するであろうからである（青木 [2002]）。

2. 本末転倒のメルツァー提案

IMFの構造調整アプローチに対する批判にもとづく改革案のなかには、現行のコンディショナリティを廃止し、正しい政策環境を有する加盟国だけに融資を行うという資格基準に置き換えてはどうかという「メルツァー提案」(International Financial Institution Advisory Commission [2000])がある。つまり、よい政策はよいガバナンスから生まれるから、よい政策をとる加盟国だけに融資を行うというルールを明確にすることによって、よいガバナンスをすべく国際的規律づけを制度化するという発想である。

よいガバナンスをすれば融資を受けられるとなれば、各国は「襟を正す」であろうか。残念ながら答えは「ノー」であろう。この点は、途上国と国際資本市場の関係、すなわち、なぜ大半の途上国は国際資本市場にアクセスをもっていないのかを考えれば明らかだ。一般的にいえば、よい政策をとり、よい経済パフォーマンスを示す途上国は外資流入を享受している。これに対して、大半の途上国は、よい政策、よいガバナンスを実現することができず(あるいは、そうするインセンティブを十分にもっていないために)、国際民間資本市場は手の届かないところにある。だからこそ、これらの途上国は公的資本フローに依存しているのである。

もっとも、このような公的資本フローへの依存が各国の自立のインセンティブを弱めているという批判にも聞くべきポイントがあることは否定できない。また、援助がしばしば現政権の私腹をこやしているだけだという報告が引きもきらないのも事実だろう。これまでの多国間また二国間の融資や援助の効率性に見直すべき余地があることも事実である。けれども、開発戦略という観点からみると、何がよいガバナンスをもたらすのか、どうすればよいガバナンス、よい政策選択を実現できるのかこそが重要な課題なのである。現状で、よい政策をとっていないから、よいガバナンスをしていないから、といって、支援を取りやめたところで、事態は悪化こそすれ、改善しない。

また、短兵急な成果基準では、ガバナンスの改善につながるような制度変化を推進できるかどうかは、はなはだ心許ないところだ。

すでにみたように、ガバナンスとそれをもたらすと考えられる制度の質と経済発展水準はプラスの相関が強いようである。この循環論的事実から、制度という切り口から経済発展に資するような何らかの政策含意を引き出すことは現段階では難しい¹⁰⁾。

おわりに

アジア経済危機が東アジアにとって大きな制度変化の契機となるであろうことはおそらく間違いないであろう。それは、公式・非公式の制度やルールの変更を迫られているということばかりでなく、グローバル化という世界経済の新たな外生的現実に対して、ちょうど発展段階からみても一定の成熟度に達したこれら諸国民国家が新たな持続的経済成長経路をさぐって、それにふさわしいファンダメンタルを内生的に作り出すのによい機会でもあるからだ。その意味で、危機によって経営のあり方、統治するものとされるものとの社会契約のあり方までもが根本的な変革を迫られている、という観察（World Bank [2000]）は大きく間違っていないと思われる。

「東アジアの奇跡」は、他に類をみない高い資本蓄積率、継続的な教育投資、そして市場経済に矛盾しない「制度」(institutions)の結果であるといわれる。けれども、持続的成長を回復するためには、今後はいっそうの生産性成長とそれを支えるファンダメンタルの強化が不可欠であるかもしれない。なぜなら、これまでのような高い物的資本蓄積や人的投資が持続不可能だからだ。高い投資率や教育水準が経済成長に結びつくかどうかのカギを握っているのが「制度」であると考えられる。「奇跡」を支えてきた制度が継続的に高成長を支える保証はもはやなく、むしろ、それは新しい経済環境からの試練に直面している。アジア経済危機はその端的な現れであり、それは偶発的なもの

というよりは、グローバル化という大きな環境変化の波の一部であると考え
るべきものである。このような新しい環境への適応は、東アジアのみならず、
世界各国の「制度」に共通の課題である。東アジアについては、それまでの
成果が華々しいものであっただけに、「制度的適応」の成否が注目されている
のである。

一般に政府介入は市場メカニズムを抑制するとして忌避される風潮のなか
で、経済危機が逆に政府の役割を拡大したのは皮肉である。危機による景気
後退、金融部門救済、さらには、景気対策としての財政拡大がこれに追い打
ちをかけた。これらの結果として、財政赤字と債務累積が政府の機能を麻痺
させるおそれがある。加えて、政府はまた新たな役割を期待されている。と
いうのも、グローバル化と経済発展それ自体が「小さな政府」の現状を揺る
がせてきているからだ。「社会的安全網」(social safety net)に対するニーズの
高まり、知識経済化、技術進歩の加速化への対応としての教育支出の拡大と
教育投資の高度化、そして、国際競争激化に対応する産業インフラの強化な
ど、内外環境の変化が新たな公共サービスのニーズを作り出している。

このような制度変革への新たな環境変化に対して、「構造調整アプローチ」
にもとづく「構造改革」は必要な制度改革を促進しているのだろうか。本章
では二つの問題点を指摘した。その一つは危機後の危機管理プロセスにおけ
る安定化政策とのカップリングとしての構造改革プログラムの有効性にかか
わる。もう一つは、本来の長期的な経済発展にかかわる制度改革に関する有
効性だ。

まず、前者については、基本的戦略に誤りがあり、戦略遂行の方法にも誤
りがあったと思われる。危機に対するIMFプログラムは、緊急融資、マクロ
調整政策、構造改革の「3点セット」から成るが、なかでも、構造改革は、
金融部門・企業部門の脆弱性という危機の根本原因に取り組みないかぎり、
投資家の信認の回復も、そしてまた、金融危機の再発防止もありえない、と
いう判断から不可欠であるとされた。けれども、包括的な構造改革は、それ
自体が市場の信認を強化するどころか、それを損なった。結果的に、同プロ

グラムは危機直後の信頼回復に失敗し、緩やかな景気後退があるだろうという予想を上回って、不況は深刻化したのである。

1999年以降、最近の世界景気後退までの「V字型回復」は構造改革とはほとんど無縁のメカニズムで実現した。それは、断固とした国内拡大政策への転換と米国主導の世界経済の回復による輸出拡大によってもたらされ、その間、大きな痛手を被った金融部門は機能不全を起こしたままであった。これをもって、構造調整アプローチが報いられたと論評するのは手前味噌というべきであって、むしろ、構造調整アプローチが足を引っ張ったにもかかわらず、国内努力と外的要因がうまく重なって予想以上の景気回復を実現することができたとみるべきだと思われる。

他方、構造改革は、政治経済的なインセンティブ構造に対する理解なしにはとうてい、意味のある成果は得られない。そしてその構造は歴史的に形成されており、よほど大きな外的なインパクトがないかぎり、容易に変化するものではない。そこでは、当事者の主体性・動機づけが基本をなすからである。「構造調整」プログラムの一環として進められている現在の制度改革は、政府による規制と監督の強化、そして、会計基準、破産法など法制度などの公式の制度・ルールの改革からなる。これらの公式制度改革が実際に履行され、遵守されるかどうか、さらに、それが既往の制度に比べて取引コスト・情報コストを低下させるかどうかは先験的に決して明らかではない。一般的にいえば、制度は歴史的初期条件から内生的に形作られるものであり、多数で多層的な個別制度が相互補完的に一つのシステムを形成している。したがって、それらの一部としての、外生的に予めデザインされた法律や機構が「制度化」、すなわち、社会や国民国家のなかで自己拘束的なルールとして期待されたとおりに受け入れられる可能性はきわめて小さく、さらにまた、仮に制度化されうるとしても、それには長い時間の経過を要するであろうからである。

制度化に要する時間を短縮し、いわば手っ取り早く、よいガバナンスを実現する方法はあるだろうか。一つの発想は、よい政策はよいガバナンスから

生まれるから、よい政策をとる国だけに公的融資を行うというルールを明確にすることによって、よいガバナンスをすべく国際的規律づけを制度化するというものだ。しかしながら、大半の途上国は、よい政策、よいガバナンスを実現することができない(あるいは、そうするインセンティブを十分にもっていない)から、公的資本フローに依存しているのである。そして、何よりも、開発戦略という観点からみると、何がよいガバナンスをもたらすのか、どうすればよいガバナンス、よい政策選択を実現できるのかこそが重要な課題なのである。現状で、よい政策をとっていないから、よいガバナンスをしていないから、と、いって、支援を取りやめたところで、事態は悪化こそすれ、改善はしないであろう。

結局のところ、短兵急な成果基準では、ガバナンスの改善につながるような制度変化を推進することはできない。「制度」を狭く解釈すれば、破産法などの「法制」、投資家保護などの「ルール」、そして会計基準などの「標準」を明確化・成文化するということになる。ただ、このような狭義の「制度」が創設されても、そのうえでゲームを繰り広げるプレイヤーは政治家であり、官僚であり、企業家であり、さらには労働者や市民である。彼らの「質」や「効率」、そして何よりも政治的権力の所与の配分状況は各国ごとに歴史的に形成されており、互いに大きく異なる。広義の「社会契約」は、これらの主体と主体間の力関係によって、ぼんやりと結ばれていると考えることができるが、そうであれば、同じような法制・ルール・標準を確立し、それを実行することができたとしても(それも現実には難しそうであるが)、結果として生まれてくる市場構造や政策選択がパレート最適を実現するようなものになる保証は一般にはないと考えるのが安全であろう。言い換えれば、「構造改革」は、決して同じような「制度」を生む(制度の「収束」)ことはなく、あたかも制度の「ベスト・プラクティス」を性急に追求するような試みは、かえって既存の制度のバランスを崩し、不安定化するおそれすらなしとしない。

〔注〕

- (1) その制度の枠は、少なくともこれまでのところ、国民経済であった。そして制度の構築・維持・管理に当たるのは国民国家の政府であった。市場システムは無政府の真空状態では成立しえない。個人所有権保護、契約ルール、ルール違反に対する処罰とその実行などは、国家以外の主体が管理・運営するのは難しいからだ。
- (2) グローバル化が進むと、市場メカニズムは国境を越えて機能する。財サービスや生産要素は国境を越えて自由に移動することによって人々の機会を均等化し、資本や技術ストックの乏しい国を豊かな国に追いつかせる原動力になる。したがって、グローバル化は国民国家の機能を代替し、次第に国民国家の役割は小さくなる、というわけだ。けれども、実際には財や生産要素の移動性はそれほど高くない。また、知識・技術や産業インフラなどのストックの形成も長い迂回過程を要し、グローバル化が進んでも、不確実性の問題は避けられず、また、情報の非対称性の問題もなくなる。したがって、グローバル化は競争要因となることによって、公共財供給の効率性を高めることはあっても、国民国家（政府）の役割を小さくするかどうかは自明ではない。
- さらに、グローバル化は、逆に不確実性や情報不全といった市場の失敗を増幅する可能性がある。グローバル化を推進している技術革新の性格自体が、規模の経済や集積の利益などの外部性をともなう性質をもつからだ。市場は外部効果を評価できないから資源配分に失敗する。このような累積効果が途上国の一部をグローバル化トレンドから疎外すれば、その国民の厚生は低下し、所得格差はさらに拡大することになる。グローバル化による、このようなマイナスの外部効果を最小化することもまた、国民国家の政府に期待される役割であろう（高阪 [2000]）。
- (3) もう一つの見方は、IMF融資は過剰であり、新興市場における、そもそもモラルハザードによる過剰なリスク負担行動の尻拭いをするので、将来のモラルハザードを再発させる、という批判だとされる。この見方によれば、危機国に対する緊急融資は必要なく、事態の收拾を傍観あるいは静観する（benign neglect）のが望ましいとされる（Meltzer [1998]）。この見方は、よく知られた、ミクロのモラルハザードとマクロの調整コストの間のトレードオフ問題についている。確かに、モラルハザードがあったかどうか、そして、救済融資によってそれが再発する可能性が高まるかどうかを実証的に検討することはアカデミックには重要な作業であるが、危機の現実をみれば、それは政策的にはいかに教科書的で非現実的な議論であると思われる。
- (4) ただし、どの程度の流動性供給を行うべきかは、論者によって意見を異にするだろう。
- (5) 大量の資本注入にもかかわらず、銀行のバランスシートの改善は思わしくな

い。債務超過は資産の2%（マレーシア）から18%（インドネシア）に及ぶといわれる。企業の債務超過解消もめざましい進展がみられない。他方、政府は救済で抱え込んだ銀行・企業株式を民間に売却する必要があるが、どの程度、どうというタイミングで実施するかという難問が待っている。

- (6) 発展途上国の経済改革（＝構造調整）に関し、米国ワシントンのIMFなどの国際機関や政策エコノミストの間で共有されている政策処方箋として、Williamson [1994] が命名した。その内容は、(1)財政規律、(2)人的資本、インフラへの重点的公共支出、(3)税制改革、(4)金融自由化、(5)為替レート制度の現実化、(6)貿易自由化、(7)内外投資の自由化、(8)民営化、(9)規制緩和、(10)所有権の保障、から成る。Rodrik [1996] が、これを総括的批判的に検討している。
- (7) 債務の発行額は、財政赤字に等しいから、利払いを除く財政赤字（＝基礎的赤字）プラス利払い、すなわち、

$$dD = PD + r * D$$

から得られる。

- (8) 東アジアのガバナンスの程度は国際的にみて中間的なものだ。韓国、マレーシアの評価が高く、インドネシアは低い。中国、フィリピン、タイはその中間である。つまり、東アジアのガバナンスは、取り立てていうほど高いわけではない。「奇跡」的に高いわけではなく、他方、「取り巻き資本主義」(crony capitalism) のイメージほど、低いわけでもない。また、指標によって、進んでいる部分とそうでない部分がはっきりしているのも面白い。政府の効率性、規制、法的ルールでは平均以上であるが、政治的自由・透明性、腐敗では平均を下回る。
- (9) けれども、考えてみれば、この結果から何かを学ぶ取るのは難しい。これらはサーベイされた機関の平均的な主観的認識を示しているだけであり、それは客観的事実でも何でもない。主観的認識は不十分だからこそ、客観的事実を探っているのであり、本来、主観的認識から客観的事実を探ろうとするのは本末転倒のそりを免れない。多数の常識的なイメージを確認したにすぎない。とはいえ、「制度の質」に大きな差はなく、それは基本的に発展段階（所得水準）と対応していること、さらに、「制度の質」にみられる若干の差は経済成果と何らかの相関がありそうなこと、が今後の研究のための、よい出発点を与えそうである。
- (10) 1980年代の米国レーガン政権下で喧伝された、税率を下げると税収が増えるとした「ラフター・カーブ」にちなんで、あるエコノミスト（Graham Bird）は「コンディショナリティ・ラフター・カーブ」と呼んだ（IMF [2001]）。
- (11) World Bank [2001] は、市場メカニズムの拡大が経済発展を促し、制度が市場メカニズムを支えることから、市場機能を拡大するような制度変革を実現するためには何が必要かを論じ、制度作りのための基本的デザインを明らかに

しようとしている。

〔参考文献〕

< 日本語文献 >

- 青木昌彦 [2002] 「制度の大転換促進を」(『日本経済新聞』2002年1月4日)。
高阪章 [1998] 「アジア通貨安定化のために」(『世界』1998年6月)。
[2000] 「グローバル化と開発戦略 国民経済は死にかけているか」(大野幸
一・錦見浩司編『開発戦略の再検討 課題と展望』アジア経済研究所)。

< 英語文献 >

- Feldstein, Martin [1998] “Refocusing the IMF,” *Foreign Affairs*, 77(2) .
Furman, Jason and Joseph E. Stiglitz [1998] “Economic Crises: Evidence and
Insights from East Asia,” *Brookings Papers on Economic Activity*, 2.
International Financial Institution Advisory Commission, Allan H. Meltzer,
Chairman, the “Meltzer Report,” Washington, D. C., March, 2000.
International Monetary Fund [2001] “Conditionality in Fund-Supported Programs:
Policy Issues,” Discussion Paper, February, pp. 1-83.
Kohsaka, Akira ed. [2001] *Fiscal Policy Issues in the Pacific Region*, Pacific Economic
Outlook/Structure, Japan Committee for Pacific Economic Outlook, Kansai
Economic Research Center, Osaka.
Lee, Chung H., Keun Lee and Kangkook Lee [2002] “Chaebol, Financial
Liberalization, and Economic Crisis: Transformation of Quasi-Internal
Organization in Korea,” *Asian Economic Journal*, 16(1) .
Levine, Ross [1998] “The Legal Environment, Banks and Long Run Economic
Growth,” *Journal of Money, Credit and Banking*, 30(3).
Meltzer, Alan [1998] “Asian Problems and the IMF,” *The Cato Journal*, 17(3).
North, Douglas [1991] “Institutions,” *Journal of Economic Perspectives*, 5(1).
Radelet, Steven and Jeffrey D. Sachs [1998] “The Asian Financial Crisis: Diagnosis,
Remedies, Prospects,” *Brookings Papers on Economic Activity*, 1.
Rodrik, Dani [1996] “Understanding Economic Policy Reform,” *Journal of Economic
Literature*, 34: 9-41.
Yoshitomi, Masaru and Kenichi Ohno [1999] “The Capital Account Crisis and Credit
Contraction: A New Nature of Crisis Requires New Policy Papers,” *ADB
Working Paper*, 2.
Williamson [1994] *The Political Economy of Policy Reform*, Institute for International

Economics, Washington, D. C.

World Bank [2000] *East Asia: Recovery and Beyond*, Washington, D.C..

[2001] *World Development Report 2002*, Washington, D.C..

(高 阪 章)